

認定の条件

- 1 次の場合には、速やかに市長に報告して、その承認または指示を受けること。
 - (1) 当該認定を受けた住宅建築取得計画（以下「認定計画」という。）の内容を変更をしようとする場合。
 - (2) 認定計画を中止し、または廃止する場合。
 - (3) 認定計画が予定の期間内に完了しない場合もしくは完了しないおそれがある場合または認定計画の遂行が困難となった場合。
- 2 認定計画の遂行の状況に関し、必要に応じ、報告を求め、調査をすることがある。
- 3 認定計画に係る住宅に入居（住所を住民登録および不動産登記し、現に居住を開始することをいう。）を完了したときは、当該完了の日から30日以内に、まちなか住宅建築取得費補助金交付申請書（様式第10号）に、別表2に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。
- 4 次のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことがある。
 - (1) 虚偽その他不正な手段により当該認定を受けたと認められるとき。
 - (2) 故意に認定計画と異なる計画を実施したときまたは実施しようとしたとき。
 - (3) 次に掲げる者（函館市まちなか住宅建築取得費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条各号に規定する補助対象者）に該当しないことが判明したとき。
 - ア 自らが居住するため新たに住宅および敷地を取得しようとする者
 - イ 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
 - ウ 市税の滞納がない者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
 - オ 住宅および敷地の取得に関する他の補助金または助成金等（本市以外の者が交付するものを含む。）の交付を受けていない者
 - (4) この認定の条件その他要綱に定める事項に違反したとき。
 - (5) その他市長が計画の認定を取り消すことが相当と認める事由が生じたとき。
- 5 認定計画に基づき取得した住宅および敷地を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。